

京都市における相談への対応状況(障害者やその家族からの障害を理由とする差別に関する相談)

平成28年7月20日現在

【文化市民局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.5月 (終結)	【視覚, 男性, 本人】(本市の事務事業に関わらないもの) 固定電話の新たな機器設置と接続工事のサービスについて, 自筆で署名できなければ対応できないと言われたため, 機器を取りにいき自分で接続することになった。合理的配慮に欠ける対応と思われるので, しかるべき機関に伝えてほしい。	障害保健福祉推進室が所管課から報告を受け, 国(総務省)及び府に概要を伝えた。
2	28.6月 (終結)	【内部, 男性, 本人】(指定管理者) 運動公園で陸上競技大会を観戦したいが, 心臓に障害があり, 長い距離が歩けないため, 競技場に近い公園内の駐車場を利用したい。 車いすマークの駐車スペースを障害者専用にしたり, 予約制にしたりできないのか。	次のことを説明した。 ①現在の障害者優先の駐車スペースは, 専用ではなく, 予約も受け付けていないこと。 ②すぐには対応できないが, 意見を踏まえ検討を進めること。

【区役所・支所】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.4月 障害保健福祉推進室が受理 (終結)	【肢体・難病, 女性, 本人】 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度を利用して, 必要な物品を購入したい。 生活保護を受けているため, 区役所の担当課にこれらの物品が必要であることについて副申書を作成するよう依頼したが, 一部しか応じてもらえない。障害者の生活の実情を理解しない配慮を欠く行為である。	法の趣旨を踏まえたうえで, 生活に最低限必要かどうかを所管課が個別の状況に応じて判断したものである旨を説明した。
2	28.5月	【視覚, 男性, 本人】 会議室の利用予約について, 受付開始が利用日の前月1日からとなっているが, 1箇月前倒してほしい。 視覚障害者の場合, 会議の開催案内等を点字で作成する作業に1~2週間かかるので, 案内等の送付が遅くなる。特別扱いではなく, 運用そのものを変えてほしい。	庁舎のメンテナンス日程, 選挙等での利用など, 関係機関との調整を図り, 十分な周知期間を取ったうえで, 要望内容を実現する予定である。

【交通局】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.4月	【精神・内部, 男性, 本人】 不調のため市バスの優先席に座っていた。白杖を持った女性が乗車してきて, ほどなく, 自分に向け運転士が複数回「優先席を譲ってください」とのアナウンスを行った。 運転士にアナウンスをやめるよう求めたところ, 他の乗客から野次が飛ぶなどした。 車内の居心地が悪化したため, 改めて誤解を解く謝罪のアナウンスを求めたが, 断られた。 これは, 合理的配慮を欠く行為であり, 差別ではないか。対応できなかった理由についても説明を求める。	次のことを説明した。 ①アナウンスは特に相談者に向けて行ったものではないこと。 ②相談者から障害を有する意思表示がなく, 運転士をスマホで撮影し始めるなど, 運転士が状況を理解できる状況になかったこと。

【教育委員会】

No	受理月	相談の趣旨	対応
1	28.4月 (終結)	【肢体, その他(匿名)】(市長への手紙) 総合支援学校のスクールバスをノンステップバスにしてほしい。	所管課供覧処理 (匿名の要望であり, 特に説明などを求められたものではない。) 【補足】ノンステップバスは, 座席数が極端に少なくなるので, 児童生徒が乗車できなくなる。また, 安全面については介助員を配置し対応している。
2	28.4月 (終結)	【肢体, 女性, 本人】 生涯学習施設に電動車いすで入場しようとしたところ, バリカーの隙間が狭く入場できない。インターホンがないため, 職員を呼ぶ手立てがない。	自転車やバイクの侵入を予防するために置いている植栽のプランターの位置を変えることで, 改善を図った。以後も恒常的に進入路を確保することを約束した。インターホンの設置は, 予算的な課題もあり, 確約はできない旨を説明した。
3	28.4月 (終結)	【知的, 男性, その他(高次脳機能障害者支援センター)】 保護者から以下の相談を受けた。 ①育成学級で知的障害の子どもと一緒に授業を受けることに不満を感じている。学校とはあまり波風を立てたくないが, どうすればよいか。 ②修学旅行の看護師の付添いについて, 学校の承認を得たが, 学校と病院の調整がうまくいかなかったため, 子どもの事情を理解しているヘルパーに付添いをしてもらいたい。どこに言えばよいか。	①については, 遠慮なく学校に相談すればよいこと, 学校に伝えて相談の準備を整えることもできることを回答した。 ②については, ヘルパーの付添いが不可であることから, 学校側で看護師を探して対応した。相談者も納得され, 修学旅行は無事終了した。
4	28.4月 (終結)	【肢体・知的, 女性, 家族】 排尿障害と移動困難がある。今年度から育成学級から普通学級に転級することになったが, 総合育成支援員が付くのは週3日であり, 支援員が付かない日や時間に不安がある。支援してくれるボランティア等もなかなか見つからない。	学校に連絡し, 支援を増やす方法がないか相談・検討していくこととなった。(ボランティア名簿の掲載者に連絡したり, 学校のHPに広告を掲載したりした結果, ボランティアが見つかり, 支援に入ってもらうことになった。)
5	28.5月 (終結)	【知的, その他(相談を受けた方)】 ・放課後に児童館に行く総合支援学校の子どもがいる。スクールバスのバス停から児童館まで100mほどあり, ヘルパーが見つからないため, 母親が仕事を中抜けして対応しているが, 児童館の前までバスで送ることはできないのか。 ・バス停を児童館の前にするのが難しいのであれば, 付添ヘルパーの紹介はできないか。	次のことを説明した。 ①当該児童館の前の道は狭く, カーブが急なため, 大型バスの通行は不可能であること。 ②バス停の位置の変更は, 年度途中は困難であり, また, 通行の妨げとなるなどの問題もあること。 ③ヘルパーの紹介は当課からはできないこと。
6	28.5月 (終結)	【肢体・知的(重度重複), 男性, その他(学校)】 保護者から「寝たきりの息子(弟)を兄の運動会に連れて行きたい。(ヘルパーには半日しか見てもらえないので, 連れて行かないと運動会を最後まで見れない。)」との相談があった。弟を連れてこられるなら, 保健室にいてもらうのがよいが, 運動場は見るができない。どう対応したらよいか。	学校が保護者(母)の思いを聞き取ったうえで, 学校として最大限の支援をすることを伝えた。在宅治療をしており, 家から長時間出られるような状況ではなく, また, 家族の協力もなかなか得られない状況であったため, 最終的には運動会には連れてこれなかった。

